

令和 8 年 度

江 北 町 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 4 号)

議案第 4 2 号

令和 8 年度江北町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度江北町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 5, 9 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 3 4 7, 1 2 1 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 4 日

江北町長 山 田 恭 輔

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		27,644	464	28,108
	1 分担金	9,584	464	10,048
15 県支出金		685,871	1,495	687,366
	2 県補助金	239,573	1,429	241,002
	3 委託金	25,354	66	25,420
18 繰入金		729,846	76,000	805,846
	1 基金繰入金	727,344	76,000	803,344
19 繰越金		28,265	2,007	30,272
	1 繰越金	28,265	2,007	30,272
21 町債		471,700	36,000	507,700
	1 町債	471,700	36,000	507,700
歳 入 合 計		8,231,155	115,966	8,347,121

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		78,248	30	78,278
	1 議会費	78,248	30	78,278
2 総務費		1,676,281	76,838	1,753,119
	1 総務管理費	1,537,771	76,838	1,614,609
3 民生費		2,599,852	274	2,600,126
	1 社会福祉費	1,208,416	274	1,208,690
4 衛生費		509,704	302	510,006
	1 保健衛生費	241,171	302	241,473
6 農林水産業費		473,450	11,324	484,774
	1 農業費	470,538	11,324	481,862
8 土木費		654,454	26,000	680,454
	2 道路橋梁費	191,012	26,000	217,012
11 災害復旧費		457,110	1,198	458,308
	1 農林水産施設 災害復旧費	2	1,198	1,200
歳 出 合 計		8,231,155	115,966	8,347,121

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎東側避難路及び駐車場整備事業	70,433

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変更

【補正前】

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	8,600	証書借入	6. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	471,700			

【補正後】

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	44,600	証書借入	6. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	507,700			